

皆野町水泳スポーツ少年団規約

第一章 総 規

- 第一条 (名称) 本団は皆野町水泳スポーツ少年団 (以下本団という) と称す
- 第二条 (事務所) 事務局は皆野町水泳連盟事務局内に置く
- 第三条 (目的) 本団は、日本スポーツ少年団の目的に従うと共に、自分の命は自分で守れる泳力を身につける事を目的とする
- 第四条 (活動) 本団は、前条の目的を達成する為に次の活動を行う
(1) 水泳教室 (2) 体力テスト (3) レクリエーション活動
(4) 他団体との交歓交流活動 (5) その他

第二章 団員・指導者

- 第五条 (構成) 本団は、4歳児 (年中組) 以上、20歳未満の自立した団員と、指導者及び育成母集団をもって構成する
- 第六条 (登録) 本団への加入登録は、本団所定用紙にてこれを行う
- 第七条 (有効期間) 加入登録有効期間は、加入の申し込みを受けた日からその年度末日までとする
更新の方法は前条に定めるところによる
- 第八条 (団の登録) 本団は第六条に定めるところにより加入登録を行った団員 (幼児を除く)・指導者をまとめ日本スポーツ少年団へ所定の登録料を添え、登録を行うものとする
団登録に明記された団員・指導者は補償制度に加入するものとする

第三章 役 員

- 第九条 (役員) 本団には次の役員を置く
団長 1名 副団長 若干名 事務局 若干名 監査 2名
理事 (指導者・母集団) 若干名
- 第十条 (選出) 本団の役員は下記により選出する
(1) 団長・副団長は理事会で選出する
(2) 事務局・監査は団長の依属による
(3) 理事は指導者並びに母集団の互選による
- 第十一条 (任務) 理事は団の企画・運営を審議決定する。尚、指導者は本団の活動を指導する
事務局は会計を兼務し任務を遂行する
- 第十二条 (任期) 本団の役員の任期は1年とする。但し再任を妨げない
本団の役員に欠員が生じた時はそれを補充する。但しその任期は前任者の在任期間とする
第十条の役員の他に必要に応じて顧問及び相談役を置くことができる

第四章 団育成母集団

- 第十三条 (母集団) 本団に団育成母集団を置く
- 第十四条 (会計) 本団の会計は、団員の納める団費、補助金、その他の収入によって支弁する
- 第十五条 (費用) 入団費は団員一人当たり1年間2,000円とする
活動費は、別途活動内容に基いて徴収する
- 第十六条 本団の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる
- 第十七条 (改正・解散) 本規約の改正及び解散は、理事会の議決による
- 附 則
1. 本規約は、平成5年4月1日より施行する
2. 本規約は、平成7年4月1日より一部改訂する
3. 本規約は、平成21年4月1日より一部改訂する